

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和5年5月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済	
総 数	206	186	209	601		127	104	159	390		18	700	763	706	2187	3244	2779	
民事 総 数	174	158	178	510		113	102	140	355		1	595	622	605	1823	2783	2492	
特別上告(テ)	2	1	1	4		2		2	4		3	3	2	8		29	30	
うち少額異議											(1)		(1)	(1)		(3)	(2)	
(旧法)																		
上告(オ)	55	49	54	158		26	26	56	108		189	202	172	563		853	793	
(新法)	(40)	(44)	(44)	(128)		(24)	(21)	(49)	(94)		(166)	(187)	(155)	(508)		(740)	(687)	
(並行)																		
上 告 受 理	62	58	65	185		35	39	62	136		248	258	240	746		1058	983	
(受)	(40)	(44)	(44)	(128)		(24)	(22)	(49)	(95)		(167)	(187)	(155)	(509)		(740)	(688)	
(受理決定)								(1)	(1)		(1)		(1)	(1)		(3)	(7)	
再審(訴訟)(ヤ)	1		1	2		1			1		2	1	2	5		5	2	
特別抗告(ク)	42	38	42	122		39	29	17	85		1	45	44	57	147		582	578
(並行)													(1)	(1)		(1)	(1)	
許可抗告(許)								1	1	2		6	4	4	14		9	7
再審(抗告)(ヤ)	4	5	4	13		1	3	1	5			78	95	100	273		136	20
民 事 雜(マ)	8	7	11	26		9	4	1	14			24	15	28	67		111	79
行 政 総 数	32	28	31	91		14	2	19	35		17	105	141	101	364		461	287
特別上告(行テ)																		
(旧法)																		
上告(行ツ)	12	10	12	34		2		7	9		17	30	43	31	121		180	122
(新法)	(10)	(9)	(9)	(28)		(1)		(7)	(8)		(26)	(39)	(25)	(90)		(138)	(87)	
(並行)																		
上 告 受 理	17	15	14	46		7		12	19		42	53	38	133		196	126	
(行ヒ)	(10)	(9)	(9)	(28)		(1)		(8)	(9)		(26)	(39)	(26)	(91)		(138)	(86)	
(受理決定)								(1)	(1)				(2)	(2)		(3)	(3)	
再審(訴訟)(行ナ)																		
特別抗告(行ト)	2	1	2	5		3	2		5		2	2	4	8		31	28	
(並行)																(1)	(1)	
許可抗告(行フ)																1	1	
再審(抗告)(行ナ)	1		1	2							30	36	24	90		38	3	
行政 雜(行ニ)			2	2	4		2		2		1	7	4	12		15	7	

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和5.6.14 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年5月分

新受・既済・未済別 法廷別		新 受					既 濟					未 濟					1月からの累計					
事件別		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済				
総 数		83	95	96	274			110	90	102	302		(49)	141	(47)	150	(50)	152	(146)	443	1499	1519
総 数		36	44	50	130			49	41	44	134		(49)	116	(47)	114	(50)	126	(146)	356	638	654
訴訟事件	第一審判決に対するもの																					
	うち裁判員参与																					
	控訴審判決に対するもの	36	34	37	107			49	41	44	134		(49)	116	(47)	104	(50)	113	(146)	333	615	654
	うち裁判員参与	4	4	6	14			3	2	4	9		(13)	14	(11)	13	(17)	18	(41)	45	49	45
非常上告			10	13	23											10	13	23	23	23		
再 審																						
総 数		47	51	46	144			61	49	58	168			25	36	26	87	861	865			
再審請求			1		1			1			1			1		4	3	8	14	14		
上告受理申立て			1		1						1								7	8		
訴訟事件以外の事件	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																					
	判決訂正申立て																			3	3	
	特別抗告申立て	26	24	19	69			27	26	33	86			11	19	12	42	377	379			
	医療觀察再抗告		1		1			1	1	1	3			1	1	1	3	16	17			
費用補償請求																						
上訴費用補償請求のあったもの	上訴費用補償請求のあったもの																					
	刑事補償請求																					
訴訟費用免除申立て		4	4	3	11			3	3	4	10			4	2	3	9	52	52			
刑事雜		17	20	24	61			29	18	20	67			8	10	7	25	392	392			
没収の裁判の取消し上告事件																						

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
民事上告	総 数		30	26	65	121
	判 決					
	決 定		30	26	64	120
	そ の 他				1	1
民事受理	総 数		42	39	74	155
	判 決			1	1	2
	決 定		41	38	72	151
	そ の 他		1		1	2
刑事上告	総 数		49	3	41	2
	判 決					
	決 定		38	1	31	2
	そ の 他		11	2	10	8
うち裁判員参与						

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年5月分

法廷別 受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
		5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2 月 以内	3 月 以内	6 月 以内	1 年 以内	2 年 以内	3 年 以内	5 年 以内
民事上告	総 数	121	99	22				35	33	39	14			
	大 法 廷													
	第一小法廷	30	22	8				9	6	11	4			
	第二小法廷	26	21	5				9	6	7	4			
	第三小法廷	65	56	9				17	21	21	6			
民事受理	総 数	155	125	30				36	44	55	19	1		
	大 法 廷													
	第一小法廷	42	32	10				11	10	16	5			
	第二小法廷	39	30	9				8	9	15	6	1		
	第三小法廷	74	63	11				17	25	24	8			
刑事上告	総 数	134	126	8				31	74	24	2	3		
	うち裁判員闇与	9	7	2				1	5	1	1	1		
	大 法 廷													
	うち裁判員闇与													
	第一小法廷	49	45	4				12	25	8	1	3		
	うち裁判員闇与	3	2	1				1		1		1		
	第二小法廷	41	38	3				12	20	8	1			
	うち裁判員闇与	2	1	1					1		1			
	第三小法廷	44	43	1				7	29	8				
	うち裁判員闇与	4	4						4					